

令和 7 年 2 月吉日

関係 各位

一般社団法人 沖縄県 P T A 連合会 安全委員会
委員長 玉城 博紀
(公印省略)

令和 7 年度 安全会制度 共済事業加入について (ご案内)

日頃より、一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全委員会が運営する共済事業へご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

早速ですが、令和 7 年度の共済事業加入について下記のとおりご案内申し上げます。
事務局ご担当者様への周知及び加入手続きをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 同封 (添付) 書類 : ① 一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全会制度について
② 安全会共済加入の手続き方法
③ 様式 (1 ~ 3)
④ FAQ
⑤ 令和 7 年度 安全普及啓発活動等助成事業 事前案内

加 入 申 込 期 間 : 令和 7 年 3 月 31 日 (月) まで

掛 金 納 付 締 切 : 令和 7 年 6 月 30 日 (月)

▶ 上記の期間、締切は「4 月 1 日より共済適用開始」となるための設定です。

詳細については、②「共済加入の手続き方法」にてご確認ください。

また、④FAQ には手続き上の参考になる内容もまとめておりますので、併せて
ご一読ください。

以上

【本件についてのお問合せ】

(一社)沖縄県 P T A 連合会 安全委員会事務局 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

[TEL:098-867-8645](tel:098-867-8645)(直通) mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

安全会制度 について

安全会制度とは

沖縄県PTA連合会が実施している共済事業です。／「沖縄県PTA連合会 定款 第2章第4条1項6号」

平成3年6月より開始し、平成25年4月より沖縄県教育委員会の認可を受け、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて、事業を行っています。

PTA活動中に、予測不可・未然に防ぐことのできない災害に対して、会員が相互共済し、安心して活動できる体制を作っていくことを目的としています。

共済掛金等（年額）

150 円（内 訳：142円 共済掛金、8円 賠償責任保険料）

共済掛金：ケガ等の補償

賠償責任保険料：対人・対物の物損等の補償（※保険会社へ委託）

P会員	一世帯あたり
T会員	一人あたり
準会員	一世帯あたり

対象者

- 沖縄県PTA連合会に加入している各単位PTAの会員（保護者、教職員）、および会員のお子様（児童生徒・園児[※]）
- 会員の家族・親族（会員の代理でPTA活動に参加した場合にのみ対象）
- 準会員（単P会長が認めた保護者以外の地域の支援者：立哨、読み聞かせ、美化ボランティア等）
- 沖縄県PTA連合会安全会に加入しているこども園の単位PTAや保護者会等の会員（保護者、教職員）、および園児[※]

注：こども園は沖縄県PTA連合会の加入対象ではありませんが、平成30年に特例として安全会加入が認められました。

※園児は3歳以上

対象活動

単位PTA主催・共催	➢ 総会・役員会・専門委員会等 ➢ PTAが企画し、会長の承認を得て実施した校内美化作業、スポーツ大会等 ➢ 単位PTAを代表して参加する各種会合及び行事への参加
学校行事及び学校支援	➢ 授業参観、運動会、学習発表会、体育祭文化祭等 ※ 児童生徒は日本スポーツ振興センター制度適用のため、対象外 ➢ PTAによる学校内外における総合的学習等、及び学校内での部活動への支援活動
地区P連・市町村P連	➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ➢ 各種研修会・スポーツ大会への参加 ➢ 各P連を代表して参加する各種会合等への参加
県P連関連	➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ➢ 各種研修会（日P、九P等含む） ➢ 県P連を代表して参加する各種会合等
その他	➢ PTA会長が認めた行事等（ラジオ体操、ハーリー大会等）

上記活動に参加する際の正規往復途上も含む（車両事故等は対象外。※「対象外となる事案」参照）

対象外となる事案

次のような場合は給付が受けられません。

- PTA関連行事と認められないもの
- 地震、風水害などの天災、人災
- 被共済者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酒酔い・けんか・薬物使用などによる場合）
- 警察による事故処理が必要な事案（車両事故含む）
- 公共交通機関に搭乗中の事故・災害
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害救済給付制度」の対象となる事故
- 国外における災害

共済金

共済金種別	共済金額			
死亡共済金	400万円			
入院共済金	入院1日につき（180日限度）	5,000円		
通院共済金	通院1日につき（90日限度）	3,000円		
固定具装着	固定具装着1日につき	着脱可 着脱不可	500円 1,000円	※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く
後遺障害	400万円（限度額）			
眼鏡破損	・新規購入代の半額 ・修理代	(上限20,000円) (上限20,000円)		
※入院+通院+固定具装着の実日数合計180日を限度とします。				

賠償責任保険

P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然的事故により、第三者の身体に損害を与え、または第三者の財産を破壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。

種別	賠償金額		
対人賠償	1名につき 1事故につき	上限 上限	5,000万円 2億円
対物賠償	1事故につき	上限	500万円
保管物に関わる賠償責任 対物賠償	1事故につき	上限	10万円（免責 5,000円）
備 考	食中毒は該当しない		

申込時期

当年 3月31日まで

掛金納入期限

当年 6月末日まで

4月1日以降も加入することはできますが、**3月31日までの申込**、および**6月末日までの掛金納入がない場合**、4月1日に遡って適用することができません。
※詳細は、「安全会共済加入の手続き方法」をご参照ください。

補償期間

当年 4月1日～翌年 3月31日

※途中加入の場合は加入日の翌日から当該年度末まで

加入方法

同封の様式1～3に必要事項等を記入し下記事務局へ提出してください。沖縄県P T A連合会HPの「安全会制度」ページより、書式のダウンロード（Word、Excel）も可能です。書類作成の際は、必ず「安全会共済加入の手続き方法」をご確認ください。

提出先

一般社団法人沖縄県P T A連合会 安全委員会事務局 （900-0002 那覇市曙2-26-27）

Mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp TEL: 098-867-8645（直通）FAX: 098-867-0309

万が一、事故が発生したら

P T A 活動中、事故が発生した場合は、**事故発生から30日以内**に「災害報告書」等の提出手続きを行ってください。災害報告書受理後、通知書を送付いたします。提出書類等の書式は、沖縄県P T A連合会HPの「安全会制度」よりご確認・ダウンロードをお願いいたします。

★P T A 活動中のケガ・事故等は速やかに単P事務局に報告いただくよう、公文書等への記載をお願いいたします。

重要

安全会共済加入の手続き方法

1 提出書類・各種締切 ※各様式の提出時期が異なりますのでご注意ください。

4月1日から共済適用とするためには、3月31日までに申込書をご提出いただき、6月末日までに共済掛金を納入いただく必要があります。

①共済加入申込書（様式1）

毎年 **3月31日までに**提出

- ・世帯数は、書類作成時点の情報を記入する。
- ・会長印がカラーで確認できるよう、原本郵送（31日消印有効）またはデータをカラスキャンシメール添付で提出。

②確定世帯数/教職員数/準会員数および納入報告書（様式2）

③共済掛金納入

毎年 **6月末日までに**提出・納入

- ・世帯数は、「5月1日時点」の情報を記入する。
- ・様式2は原本不要、FAXまたはメール添付で提出。
- ・全世帯加入であれば、名簿提出は不要。
非加入世帯がいる場合に、「加入世帯」が確認できる名簿の提出が必要。※様式不問
- ・準会員で、同一世帯で複数名の会員がいる場合は、人数ではなく世帯数で納入する。

④準会員名簿（様式3）

- ・準会員がいる場合に提出。

⑤転入出／新規加入報告書（様式3①）

- ・転入出、新規加入の際に提出。

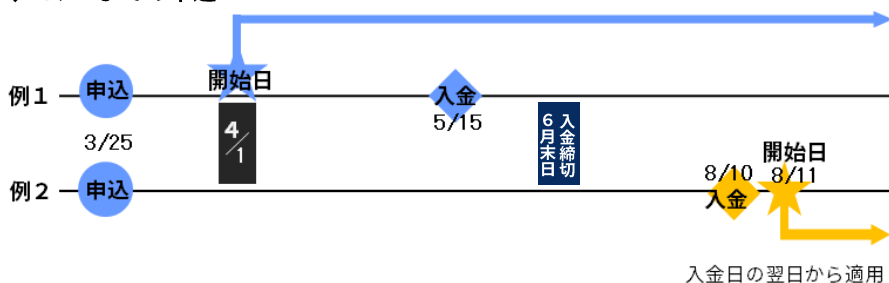
④⑤について：

途中加入の際は共済適用開始日は、**掛金納入の翌日**からとなります。

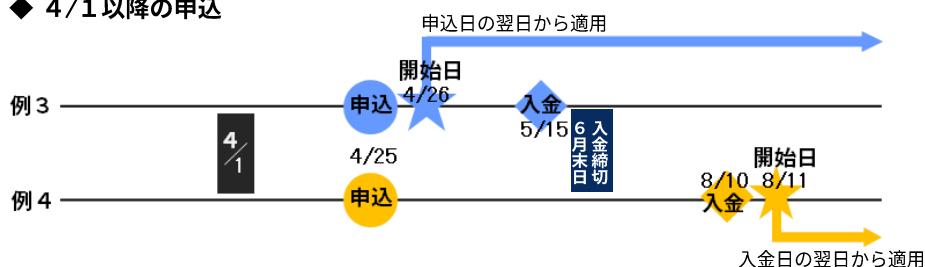
2 共済適用開始日について

加入申込及び掛金納入が期限内であれば、「4月1日に遡って」適用開始となります（例1）。以下の例2～4については、入金日に左右されますので、ご注意ください。

◆ 3/31までの申込



◆ 4/1以降の申込



3 振込先

口座名：一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会 委員長 玉城 博紀 タマキヒロノリ		ゆうちょ 口座名：一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会 口座番号： 01700-9-19987
琉球銀行 支店名：安謝支店（普通） 店番号：316 口座番号：614120	農協 支店名：真嘉比支店（普通） 店番号：9375-412 口座番号：0006342	

振込用紙の送付はありません。ご利用の金融機関でお振込みいただき、控えを領収書にあてていただきます。

4 申込時の注意事項

- ① 共済契約者は、沖縄県PTA連合会に加入している単位PTA会長とします。
- ② 学校長が幼稚園園長を兼務している場合は、幼小で一世帯とし、上の子が小学校にいる場合は、上の子から掛金を徴収します。
- ③ 認定こども園については、小学校に上の子がいても、こども園で徴収します。
- ④ 教職員は、勤務している学校と所属している単Pが異なる場合、それぞれで掛金徴収となります。勤務校と所属単Pが同一の場合は、一世帯分のみの徴収となります。
- ⑤ 加入手続きの工程は次年度にまたがりますので、必ず次年度担当者への引継ぎをお願いいたします。

5 PTA活動中に災害が発生したら

事故発生から30日以内に安全委員会事務局への報告が必要です。

- ① 単P事務局の担当者は、「災害報告書（様式4）」または「災害報告書(対物・対人) 様式4①」に必要事項を記入し、原本を安全委員会事務局宛に郵送してください。
- ② 災害報告書受領後に、通知書を郵送いたします。その後、担当局員と提出書類等の調整をお願いいたします。
- ③ 様式は県P連HP「[安全会制度](#)」のページからダウンロードいただけます。



PTA活動中のケガ・事故等はすみやかに単P事務局に報告いただくよう、活動案内の公文書等で会員へも周知をお願いいたします。

個人情報の取扱い

本会が取得した個人情報は、共済制度の適用を判断するための審査および医療機関関係者への問合せ、共済金の支払に利用する以外、業務の適切な運営の確保などに必要と認められる最小範囲の利用に限定いたします。

本件に関する問合せ

一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会事務局

TEL: 098-867-8645 FAX: 098-867-0309

mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

共済加入について

Q. 加入申込期間が過ぎても加入できますか。

加入できます。但し、申込日・掛金納入のタイミングで共済適用開始が異なります。詳細は「安全会共済加入の手続き方法」をご確認ください。

Q. 小・中学校に在籍する子どもが2人います。それぞれの学校での加入になりますか。

共済契約者は、単位PTA会長であるため、小学校・中学校のそれぞれの単位PTAに申込をお願いします。

Q. 幼稚園・こども園の加入について教えてください。

学校長が園長を兼務されている幼稚園は、小学校に上の子が在籍している場合は幼小1世帯としてカウントします。但し、兼務されていないこども園は別世帯となり、上の子とは別途加入が必要となります。

Q. 準会員とはどのような方ですか。

PTA活動の協力・支援者でPTA会長が認めた方です。（例：読み聞かせ、立哨、運動会、美化作業、その他の協力）

Q. 会員名簿は必ず提出しますか。

全世帯加入の場合は名簿提出は不要です。非加入世帯がある場合のみ、名簿提出が必要です。名簿は、加入世帯が分かるよう調整しご提出ください。
準会員は所定様式の名簿でご提出をお願いします。

Q. 転入の場合はどうなりますか。

県内（加入校）からの転入の場合、前校で加入・納入を済ませていれば、転入出届を提出いただいた翌日より共済適用となります。但し、県外または非加入校からの転入の場合は、新規加入となります。

Q. 市町村PTAや地区PTAを休会または退会した場合、単位PTAとして加入できますか。

加入できません。

共済金支払いについて

Q. 共済金支払いの対象となる事故を教えてください。

「急激かつ偶然に発生した不可避の事故」です。骨折、捻挫、切傷・打撲、ハブ・蜂・クラゲ等の刺傷等です。対象活動・事案や対象外となるケースについては、別紙の「安全会制度について」をご確認ください。

Q. 共済金が支払われないケースはありますか。

PTA関係行事と認められないものや、警察による事故処理が必要な交通事故・車両破損、持病などの場合は適用されません。また、PTA管理下の怪我・事故と直接因果関係にない病気（細菌性疾患・熱中症・野球肩・スポーツ肘等）も対象外となります。

Q. こども医療費の助成を受けると、共済金の申請はできませんか。

本事業は保険事業であるため、申請可能です。必要書類を揃えて申請してください。申請様式等については県P連HPの「[安全会制度](#)」ページよりダウンロードが可能です。ネット環境が揃っていない場合は、FAXでお送りしますので、安全会事務局までご連絡ください。

Q. 離島の場合、移動に航空・船を使うのですが、この交通費にも共済は適用されますか。

適用されません。怪我に対する共済金と文書料（1事故につき、1件分）の支払いとなります。

Q. 部活動中の怪我は対象になりますか。

対象になりません。学校で加入している保険（独立行政法人日本スポーツ振興センター）での対応となります。

Q. 部活動中、PTAが主催する栄養会などで怪我をした場合、対象になりますか。また、食中毒が発生した場合はどうなりますか。

対象になります。但し、PTA会長名での依頼文や公文が発出されたイベントに限ります。食中毒は対象外です。

Q. 夏休み中のラジオ体操の怪我について、条件はありますか。

PTA会長が主催または賛同するもの。小中学生及び加入している3歳以上の幼稚園児とその親族であることが条件となります。

損害賠償保険について

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、第三者の身体に損害を与え、または第三者の財産を破壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。（※保険会社へ委託）

Q. 生徒が教室や体育館の窓ガラスを割った場合、適用されますか。

偶然の事故による損傷の場合は、適用されます。故意に傷付けたり壊した場合は適用されません。

Q. 不審者対策訓練で他から借用したヘルメットを破損し、弁償した場合は適用されますか。

適用されます。

Q. PTA所有のカメラを、運動会の撮影時に広報委員が破損しました。保険適用になりますか。

適用されません。「第三者（保護者含む）の物品」を借用し破損した場合は保険適用となります。

沖縄県PTA連合会 安全会制度

<https://okinawa-pta.jp/anzenkai/>



【お問合せ】

沖縄県PTA連合会 安全委員会事務局

098-867-8645（直通）/平日9:00～17:00

oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp